)

不利益処分の処分基準

処	分 名	児童扶養手当の不支給
根拠法及び条項		児童扶養手当法第 14 条
所 管	部 課 名	市民健康部 保険年金課
	関係条項	児童扶養手当法第6条第1項、第28条第1項、第29条第1項, 第2項
処		 ○第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 2 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つているとき。
分	基準	4 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。 5 受給資格者が、第6条第1項の規定による認定の請求又は第28条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
基		 ○第29条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童、第4条第1項第1号に該当する児童の父その他の関係人に質問させることができる。 2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第3条第1項若しくは第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は
準		当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
備	考	